

輸血後3か月検査の案内を説明された患者様へ

日本輸血細胞療法学会から通達があり、2004年から「輸血療法の実施に関する指針」において輸血後感染症検査として推奨されてきました。

しかし、輸血用血液に関しては様々な感染対策が講じられ、日本国内において2015年から5年間の調査では感染症の報告が3例のみでした。

これらの状況を踏まえて同学会は輸血後感染症検査に関する見解を次の様に示しました。

・輸血後感染症検査は、従来から感染が疑われる場合に実施する検査とされており、患者の負担、医療者の負担、費用対効果の面から考えても輸血された患者全例に実施する検査ではない。

・輸血によってHBVに感染した3名の患者の基礎疾患は、悪性リンパ腫、急性骨髄性白血病、骨髄異型症候群であったことから、病原体の感染が患者に大きな影響をもたらす場合（基礎疾患や治療で免疫抑制状態の患者や輸血後感染症になった場合、治療が限定、変更される可能性がある患者）に担当医の判断で輸血後感染症検査を実施してよい。

同学会の通達により現在、当院で実施している3項目について2022年10月1日(土)より以下のように決定しました。

- ・輸血後3か月感染症検査案内の郵送の取りやめ。
- ・輸血時に渡す輸血後検査案内配布の取りやめ。
- ・輸血後感染症検査は担当医の判断での実施以外は推奨しない。

当院では2022年10月1日(土)から運用をするようになっております。

すでに輸血後感染検査の案内をされた患者様におかれましては主治医との相談の上決定されて問題ありません。